

近所の  
瓦版

旧日本IBMグランド跡地対策協議会（玉川学園町内会・南大谷町内会・南台自治会）ご近所限定1000部

瓦版

10月13日号

‘ユニヴェルシオール’高層階撤去裁判

23日に一審判決

午後1時10分 東京地方裁判所 709法廷

住民集会  
28日

玉川学園地域の住民101人によって05年4月に提訴されたユニヴェルシオール訴訟は、2年半に及ぶ審理の末、23日（火）東京地裁で判決が言い渡されます。長谷工が町田市に建設計画を説明したのが02年10月。地域を震撼させ、わたしたちの暮らしを大きく変えた紛争は判決とともに、丸5年の節目を迎えることとなります。

原告団地裁入場の場面がテレビニュースで放映された当初は「建築差し止め訴訟」でしたが、06年9月の竣工後、「高層階一部撤去」へと訴えは変更されました。この2年半の間には、傍聴席40に70人が詰めかけ補助いすが出たり、裁判官4名が当地を訪れたり、「地域の熱」を存分にアピールする機会がありました。また、はじめは「地域住民に景観権などない」と主張していた長谷工でしたが、国立裁判の最高裁判決で「地域住民には景観利益がある」ことが承認されて以後、沈黙となりました。耐震偽装で建築基準法の問題点が広く世の中に広まったのも記憶に新しい出来事です。様々な「風」が吹いた2年半でした。町田市でもこの「風」を受けて、開発に関する条例の策定や基準見直し、景観条例の検討などまちづくりへ向けた動きが続々と形を見せ始めています。

判決では、「地域住民の被害が受忍限度を超えているか」、「建築基準法違反があるか」を裁判所がどう判断するか、注目されます。

原告団長より

地域みなさんと共に101人の原告団と強力な弁護団によって進めてきた裁判ですので、この2年半を思えば感慨無量です。経済効果第一、土地所有権最優先の社会にあって、裁判所が前例に縛られずに判断をくださることを切に願っています。「勝訴」に期待は大ですが、どのような判決が出ようと私たちの主張の正当性は変わることはなく、裁判と運動の両輪によって住みよい「まちづくり」の実現に一步一步前進していることをいつも胸に留めておきたいと思っています。今後はいっそう地域みなさんと心をつなげて、「住みよいまちづくりは自分たちの手で！」の気持ちで取り組んでいきたいと思っています。引き続き、ご支援どうぞよろしくお願いいたします。(E)

住民集会 ‘判決を受けて’ 28日（日）午後2：30～ こすもす会館